

議 案 書

令 和 2 年 5 月

第 2 回 臨 時 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	令和2年度松山市一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分の承認を求めることについて		1
2	令和2年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて		1 3
3	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		2 3
4	松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		2 9
議案 5 6	令和2年度松山市一般会計補正予算（第3号）		3 1
5 7	令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		3 5
5 8	令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		3 7
5 9	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について		3 9
6 0	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		4 1
6 1	松山市国民健康保険条例の一部改正について		4 3
6 2	松山市介護保険条例の一部改正について		4 7

承認第1号

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響等に対策を講じることとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和2年度松山市一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響等に対策を講じるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和2年度松山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,613,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		41,199,433 千円	9,507 千円	41,208,940 千円
	2 国庫補助金	4,034,058	9,507	4,043,565
20 繰入金		13,173,501	100,000	13,273,501
	1 基金繰入金	13,123,303	100,000	13,223,303
22 諸収入		4,805,931	503,667	5,309,598
	3 貸付金元利収入	2,722,791	500,000	3,222,791
	4 雑入	2,040,300	3,667	2,043,967
	合計	188,000,000	613,174	188,613,174

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		16,604,137 千円	19,015 千円	16,623,152 千円
	1 保健衛生費	2,904,928	19,015	2,923,943
5 労働費		276,292	31,159	307,451
	1 労働諸費	276,292	31,159	307,451
7 商工費		5,174,887	563,000	5,737,887
	1 商工費	3,885,219	563,000	4,448,219

歳	出	合	計	188,000,000	613,174	188,613,174
---	---	---	---	-------------	---------	-------------

第2表 債務負担行為（松山市一般会計）

事 項	期 間	限 度 額
松山市新型コロナウイルス対策金 資 融 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 金 給 補 子 利 資 融 金		令和2年度から、松山市中小企業資金融資制度を利用して一定の要件を満たす中小企業者又は当該融資を行った金融機関に対し、年1.5%を限度として利子補給する。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	41,199,433 千円	9,507 千円	41,208,940 千円
20 繰入金	13,173,501	100,000	13,273,501
22 諸収入	4,805,931	503,667	5,309,598
歳 入 合 計	188,000,000	613,174	188,613,174

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一財	般源
				国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	千円 16,604,137	千円 19,015	千円 16,623,152	千円 9,507	千円	千円	千円 9,508	
5 労働費	276,292	31,159	307,451				31,159	
7 商工費	5,174,887	563,000	5,737,887			500,000	63,000	
歳出合計	188,000,000	613,174	188,613,174	9,507		500,000	103,667	

2 歳入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費国庫補助金	千円 266,386	千円 9,507	千円 275,893	1 感染症対策費国庫補助金	千円 9,507	感染症対策事業費 (1/2)
計	4,034,058	9,507	4,043,565	—	—	—

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	千円 9,500,000	千円 100,000	千円 9,600,000	1 財政調整基金繰入金	千円 100,000	千円
計	13,123,303	100,000	13,223,303	—	—	—

(款) 22 諸収入 (項) 3 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 商工費貸付金	千円 2,150,274	千円 500,000	千円 2,650,274	2 商工振興費貸付	千円 500,000	中小企業資金融資制度運用資金元利収入 千円
元利収入				金元利収入		
計	2,722,791	500,000	3,222,791	—	—	

(款) 22 諸収入 (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 雑入	千円 702	千円 3,667	千円 4,369	1 雑入	千円 3,667	千円
計	2,040,300	3,667	2,043,967	—	—	

3 歳出
 (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 感染症対策 費	千円 185,183	千円 19,015	千円 204,198	千円 国庫支出金 9,507 一般財源 9,508	12 委託料	千円 19,015	千円 感染症対策事業 19,015
計	2,904,928	19,015	2,923,943	-	-	-	-

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 労働諸費	千円 276,292	千円 31,159	千円 307,451	千円 一般財源 31,159	18 負担金補助 及び交付金	千円 31,159	千円 新型コロナウイルス対策緊急支 援事業(雇用対策) 31,159
計	276,292	31,159	307,451	-	-	-	-

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 商工振興費	千円 3,036,416	千円 563,000	千円 3,599,416	千円 諸収入 500,000 一般財源 63,000	12 委託料	千円 7,200	千円 新型コロナウイルス対策緊急支 援事業 (企業対策) 563,000
					18 負担金補助 及び交付金	18,800	
					20 貸付金	500,000	
					21 補償補填及 び賠償金	37,000	
計	3,885,219	563,000	4,448,219	—	—	—	—

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(松山市一般会計)

事 項	限 度 額	元年度未までの支出見込額		2年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
松山市新型コロナウイルス対策 資金 融資 利子補給 資金	令和2年度から、松山市中小企業資金融資制度を利用して一定の要件を満たす中小企業者又は当該融資を行った金融機関に対し、年1.5%を 限度として利子補給する。								

承認第2号

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

特別定額給付金の給付により、迅速かつ的確に家計を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別紙)

専決第10号

令和2年4月30日

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般会計補正予算(第2号)を定める専決処分について

特別定額給付金の給付により、迅速かつ的確に家計を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和2年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,607,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,220,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		41,208,940 千円	51,607,000 千円	92,815,940 千円
	2 国庫補助金	4,043,565	51,607,000	55,650,565
歳入	合計	188,613,174	51,607,000	240,220,174

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		97,091,260 千円	51,607,000 千円	148,698,260 千円
	1 社会福祉費	40,944,979	51,607,000	92,551,979
歳出	合計	188,613,174	51,607,000	240,220,174

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	41,208,940 千円	51,607,000 千円	92,815,940 千円
歳入合計	188,613,174	51,607,000	240,220,174

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	千円 97,091,260	千円 51,607,000	千円 148,698,260	千円 51,607,000	千円	千円	千円
歳出合計	188,613,174	51,607,000	240,220,174	51,607,000			

2 歳 入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 民生費国庫補助金	千円 909,399	千円 51,607,000	千円 52,516,399	10 特別定額給付金 費国庫補助金	千円 51,607,000	特別定額給付金給付事業費 (10 / 10)
計	4,043,565	51,607,000	55,650,565	—	—	—

3 歳 出
 (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
23 特別定額給 付金費	千円	千円	千円	千円			
	0	51,607,000	51,607,000	国庫支出金	2 給 料	15,000	特別定額給付金給付事業 51,607,000 千円
				51,607,000	3 職員手当等	15,600	
					4 共 済 費	2,000	
					10 需 用 費	5,600	
					消耗品費	3,000	
					印刷製本費	2,600	
					11 役 務 費	235,800	
					通信運搬費	65,940	
					広告料	4,200	
					手数料	165,660	
					12 委 託 料	208,000	
					13 使用料及び 賃借料	25,000	
					18 負担金補助 及び交付金	51,100,000	
計	40,944,979	51,607,000	92,551,979	-	-	-	

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給			与		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	(792) 3,546	545,252	12,951,461	9,656,560	23,153,273	4,335,804	27,489,077		
補正前	(792) 3,541	545,252	12,936,461	9,640,960	23,122,673	4,333,804	27,456,477		
比 較	(0) 5	0	15,000	15,600	30,600	2,000	32,600		

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,101,424	187,006
	補正前	1,086,424	186,406
	比 較	15,000	600

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給			与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	費計 (千円)	共済費 (千円)			
補正後	(90) 2,871	0	11,546,145	9,111,684	20,657,829	3,908,010	24,565,839		
補正前	(90) 2,871		11,546,145	9,096,084	20,642,229	3,908,010	24,550,239		
比較	(0) 0	0	0	15,600	15,600	0	15,600		

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,012,688	187,006
	補正前	997,688	186,406
	比較	15,000	600

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(702) 675	545,252	1,405,316	544,876	2,495,444	427,794	2,923,238	
補正前	(702) 670	545,252	1,390,316	544,876	2,480,444	425,794	2,906,238	
比 較	(0) 5	0	15,000	0	15,000	2,000	17,000	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の増減分	その他の増減分		
給料	15,000	15,000			
職員手当	15,600		15,600		

承認第3号

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報
告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第 8 号

令和 2 年 3 月 3 1 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分について
松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第
179 条第 1 項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 松山市市税賦課徴収条例 (昭和 25 年条例第 25 号) の一部を次のように改正す
る。

第 29 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同
条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 29 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同
条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4
号を同項第 3 号とする。

第 33 条の 6 第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項
及び第 11 項」に改める。

第 37 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中
「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「
登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第 5 項中「
によつて」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「
みなすことができる」に改め、同条第 6 項中「によつて」を「により」に、「において
は」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改
め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を
当該使用者に通知しなければならない。

第 37 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 1 2」を「第 10 条の 2 の 1 5」に改め、同項を

同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第43条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第43条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第82条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第84条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第84条第1項中「第82条第2項」を「第82条第3項」に改める。

附則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第6条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第7条の5中「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第9条及び第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2第2項を削り、同条第3項中「第15条第2項第6号」を「第15

条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第15条第33項第1号ニ」を「第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第15条第33項第1号ホ」を「第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条の2第11項中「第15条第33項第3号イ」を「第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第33項第3号ロ」を「第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第33項第3号ハ」を「第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

(松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、松山市市税賦課徴収条例第18条第1項の改正規定を削る。

付則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

付則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。

）第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第29条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条第6項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条第7項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

地方税法等の改正に伴い、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の見直し等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決

処分を行う。

承認第4号

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第9号

令和2年4月9日

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,920円」を「23,940円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,920円」を「23,940円」に、「45,880円」を「35,910円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「29,920円」を「23,940円」に、「56,250円」を「54,260円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

介護保険法施行令の改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの介護保険料を減額することについて緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

令和2年度松山市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,736,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,956,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		92,815,940 千円	2,099,567 千円	94,915,507 千円
	1 国庫負担金	37,061,014	116,039	37,177,053
	2 国庫補助金	55,650,565	1,983,528	57,634,093
17 県支出金		15,027,891	16,677	15,044,568
	2 県補助金	2,871,831	16,677	2,888,508
20 繰入金		13,273,501	620,000	13,893,501
	1 基金繰入金	13,223,303	620,000	13,843,303
	歳入 合計	240,220,174	2,736,244	242,956,418

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,179,097 千円	28,196 千円	15,207,293 千円
	1 総務管理費	11,795,852	28,196	11,824,048
3 民生費		148,698,260	1,178,821	149,877,081
	1 社会福祉費	92,551,979	153,107	92,705,086
	2 児童福祉費	33,629,325	1,025,714	34,655,039
4 衛生費		16,623,152	288,572	16,911,724

	1 保健衛生費	2,923,943	275,413	3,199,356
	2 保健所費	7,235,876	13,159	7,249,035
7 商工費		5,737,887	1,156,757	6,894,644
	1 商工費	4,448,219	1,090,077	5,538,296
	2 観光費	1,289,668	66,680	1,356,348
10 教育費		12,916,948	83,898	13,000,846
	1 教育総務費	2,063,940	10,898	2,074,838
	6 保健体育費	5,773,921	73,000	5,846,921
歳 出	合 計	240,220,174	2,736,244	242,956,418

第2表 債務負担行為（松山市一般会計）

事 項	期 間	限 度 額
新 型 融 資 支 援 金 コ ロ ナ ウ イ ル ス 補 給 策 金	令和2年度から、愛媛県が取り扱う新型コロナウイルス対策の融資制度を利用した中小企業者又は当該融資を行った金融機関に対し、年0.5%を限度として利子補給する。	

令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,192,660千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		39,783,125 千円	2,460 千円	39,785,585 千円
	1 県補助金	39,783,125	2,460	39,785,585
歳入	合計	54,190,200	2,460	54,192,660

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		39,488,153 千円	2,460 千円	39,490,613 千円
	1 保険給付費	39,488,153	2,460	39,490,613
歳出	合計	54,190,200	2,460	54,192,660

議案第58号

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,206,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		12,332,125 千円	14,000 千円	12,346,125 千円
	2 国庫補助金	3,587,479	14,000	3,601,479
6 繰入金		8,351,366	7,000	8,358,366
	1 一般会計繰入金	8,120,366	7,000	8,127,366
歳入	合計	51,185,100	21,000	51,206,100

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		911,809 千円	21,000 千円	932,809 千円
	1 総務管理費	911,809	21,000	932,809
歳出	合計	51,185,100	21,000	51,206,100

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る業務に関する保健衛生業務等手当及び災害応急作業等手当の特例）

- 3 第4条及び第5条に定めるもののほか、保健衛生業務等手当及び災害応急作業等手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項第2号において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合においては、第4条に規定する保健衛生業務等手当及び第5条に規定する災害応急作業等手当は、支給しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める。
 - (1) 次号に掲げる業務以外の業務 業務に従事した日1日につき3,000円
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準じると認める業務 業務に従事した日1日につき4,000円

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松山市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新

条例」という。)の規定は、令和2年3月1日から適用する。

(保健衛生業務等手当及び災害応急作業等手当の内払)

- 3 令和2年3月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に松山市職員の特殊勤務手当に関する条例第4条及び第5条の規定により支給された保健衛生業務等手当及び災害応急作業等手当のうち、新条例附則第3項に規定する業務に係るものは、同項の規定による保健衛生業務等手当及び災害応急作業等手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため、本案を提出する。

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の5中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第12条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第14条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第19条 第8条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第7条の5中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第12条の2第17項中「第62条」を「第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行

事の入場料金，参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には，当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして，第27条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の6の4第1項の規定の適用については，同項中「令和15年度」とあるのは，「令和16年度」とする。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和3年1月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2第17項の規定は，令和2年4月30日から適用する。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い，個人市民税，固定資産税，軽自動車税環境性能割等について，新型コロナウイルス感染症の緩和を図る特例措置等を定めるため，本案を提出する。

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納期限までに保険料の減免に係る申請書を提出できなかつたことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、納期限後であつても、当該申請書を提出することができる。

附則に次の見出し、5項、見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 17 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない日までの期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 18 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を労務に服した日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第

1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

19 前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、規則で定める。

20 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

21 附則第17項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給は、同一の期間につき、健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは同法に基づく条例又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

22 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第18項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

23 前項に規定する者が、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

24 前項の規定により支給した額に相当する額については、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第17項から第24項

までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

(提案理由)

国民健康保険料の減免について期限後であっても申請ができるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、本案を提出する。

令和2年5月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部改正について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前前月」を「前々月」に改め、「書類」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの日までに当該申請書を提出できなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該日後であっても、当該申請書を提出することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

第1号被保険者に係る介護保険料の減免について、期限後であっても申請ができるようにするため、本案を提出する。

